税理士連絡協議会

令和５年７月 20 日（木）
午後４時 30 分～
ホテルプラザ勝川

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　税務署メンバー自己紹介

４　議題
（１）国税の税務相談について【管理運営】

（２）プレプリント納付書の送付対象者の見直しについて【管理運営】

国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページ で 解決！

国税庁　税について調べる

① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、
AI（人工知能）が自動回答します。

- **ご質問したいことをメニューから選択**
- **自由に文字で入力**

チャットボットは
こちらから



チャットボット
（税務職員ふたば）

相談可能税目について

・所得税
消費税　の 確定申告　・インボイス制度　・年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年１月下旬までとなります。

② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な
回答を次の方法で調べることができます。

- **自分に合った状況から探す（質問形式による検索）**
- **キーワードによる検索**
- **税金の分野ごとに調べる**

タックスアンサーは
こちらから

国税庁ホームページ で 解決しない場合には、「 電話相談センター」をご利用ください（裏面）

国税庁　法人番号7000012050002　（R5.5）

電話で解決　『 電話相談センター 』へつながります。

所轄の税務署へ 電話する

税務署の電話番号はこちらから

電話相談センターを選択する

音声案内に従い、
「１」 **電話相談センター**を選択

インボイス制度及び消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問は、「３」 **インボイスコールセンター**を選択する

相談内容を選択する

音声案内に従い、相談する内容の番号を選択する

「１」 所得税
「２」 源泉徴収、年末調整、支払調書
「３」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
「４」 法人税
「５」 消費税、印紙税
「６」 その他

※相談内容によっては、税務署へのご相談をお願いする場合がございます。

税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。



所轄の税務署へ電話して**音声案内「２」を選択**してください（「税務署」に繋がります。）。

（裏面）

（別添４）

納付書の事前送付に係るお知らせ

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、令和６年５月以降に送付する分から、e-Tax により申告書を提出している法人の方などについて、納付書の事前の送付を取りやめることとしております。

納付書の事前の送付を行わないこととなる方は次のとおりです。

《事前送付を行わないこととなる方》

○　e-Tax により申告書を提出されている法人の方
○　e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人の方
○　e-Tax で「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
○　「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方
　・ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）
　・振替納税
　・インターネットバンキング等による納付
　・クレジットカード納付
　・スマホアプリ納付
　・コンビニ納付（ＱＲコード）

注１　現在、e-Tax を利用されず、税務署から送付された納付書で納付されている方など納付書を必要とされる方に対しては、引き続き、納付書を送付する予定としております。

２　源泉所得税の徴収高計算書については、引き続き送付する予定ですが、電子申告及びキャッシュレス納付を是非ご利用ください。

３　「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

国税庁では、納税者の方が納付書を手書きで作成する手間を省くと共に、税務署や金融機関の窓口に行かなくても国税の納付ができるよう、キャッシュレス納付をご用意しております。

キャッシュレス納付については、納付の手続をより簡単・便利に行うことが可能であり、納付書が不要となります。

納付書送付の見直しの対象の方におかれましては、キャッシュレス納付を是非ご利用ください。

▽　国税の納付はキャッシュレス納付が便利です（PDF／227KB）

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。